

令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となる世帯への給付金のご案内

この給付金は令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税になった世帯を支援する給付金です。

対象者の方は申請を忘れずに行いますようお願いいたします。

～支給対象となる世帯について～

令和6年6月3日時点で上川町に住民登録があり、

- ◎令和6年度新たに住民税非課税世帯
- ◎令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯

となった世帯が支給対象です。

**ただし、下記の給付金を受給されている方は
今回の給付金を受給できません。**

- ◎令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(7万円)
- ◎令和5年度住民税(均等割のみ)課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)

～給付金の支給額について～

1世帯あたり

10万円

+

同一世帯に
18歳以下の児童
1名につき

5万円

- ◎「18歳以下の児童」とは「平成18年4月2日以降」に生まれた児童のことです。
- ◎同一世帯の扶養する児童1名につき5万円が加算されます。
- ◎基準日(令和6年6月3日)以降に生まれた新生児、別世帯だが扶養している児童は、申請書にて子ども加算の対象となります
→該当する場合は裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

給付金の支給手続き

対象世帯へ、町から確認書または申請書が自宅に届きます



確認書または申請書に記入し、同封してある返信用封筒・役場窓口にて提出



町が受理したあと、申請者宛に決定通知書を送付します



確認書または申請書の受理から約1か月程度にて給付金を支給します

◎確認書または申請書を提出する際に

・通帳見開きやキャッシュカードのコピー
・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)のコピー

を添付して
提出してください。

◎令和6年1月2日以降に転入した方、未申告の方は、令和6年1月1日時点でお住いの市町村が発行する令和6年度住民税課税(非課税)証明書を併せて提出してください。

次の場合は給付対象外となりますのでご注意ください

- 令和6年6月以降に、令和6年度の市町村民税に係る修正申告を行い、市町村民税所得割が課税となった人がいる世帯
- 世帯全員が、住民税均等割課税者に扶養されている世帯
- 既に他の市町村等で同様の給付金を受け取られた世帯

申請期限

令和6年10月31日(木)

お問い合わせ

上川町役場 保健福祉課 介護福祉グループ

☎01658 - 2 - 4055 / 受付時間:平日8:30~17:15(土日、祝日を除く)

町公式ホームページでもご確認いただけます

ここで掲載している情報は町公式ホームページでもご確認いただけます。
下記URLか、右のQRコードにてご確認ください。



<https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp/section/hokenhukushi/e7a2uq0000000g8r.html>

このページは裏面です。当給付金の概要は表面をご確認ください。